

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
7861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒント

**朝が一番** イチロー選手の有名すぎる言葉に「小さい事を積み重ねるのがとんでもないところへ行くただ一つの道だと思っています」というものがあります。

少しずつでもいいから毎日続けることが大切です。「仕事が速い人の8つの習慣（廣済堂新書）」の著者山本憲明氏は積み重ねる時間を作るには朝が一番と言っています。

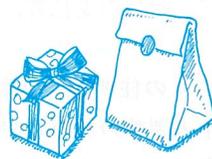
朝の効用①起きてから2、3時間は「脳のゴールデンタイム」と呼ばれ、集中できる。②「締め切り効果」朝は始業時間や待ち合わせ時間が決められているためダラダラやれなく仕事が速くなる。早寝早起きは健康管理にも通じ仕事のできる人、仕事の速い人はもれなく健康です。

## ヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると平成30年度は、査察事案121件を告発、その脱税額(告発分)は112億円でした。

重点事案(消費税受還付事案、無申告は脱事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案)を多数告発、特に消費税受還付事案は、16件の告発でした。



大山(鳥取)

角田展章 / オアシス

## 年末調整における 住宅ローン減税

### □年末調整での適用

住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）については、住宅を居住の用に供した年（適用を受ける1年目）については、本人が税務署で確定申告する必要がある、年末調整の際に控除を受けることはできません。

翌年以降は、年末調整で適用が可能となりますので、本年分の年末調整で適用が受けられるのは、平成19年1月1日から平成30年12月31日までの間に住宅を居住の用に供した人で、平成19年分から平成30年分までのいずれかで確定申告を行った人です。

### □申告書の提出

年末調整の際に控除の適用を受けるためには、住宅借入金等特別控除申告書に、次の書類を添付して、給与の支払者に提出する必要があります。

- ①その人の住所地の所轄税務署長が発行する「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」
- ②金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

ただし、①の証明書については、前年の年末調整の際にその給与の支払者において、住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、添付を省略することができます。

また、平成24年6月以降交付分からは、住宅借入金等特別控除申告書と①の証明書は兼用様式とされています。

### □連帯債務の場合

連帯債務による住宅借入金等の場合には、連帯債務による住宅借入金等の年末残高に控除を受ける人が負担すべき割合を乗じて、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

この控除を受ける人が負担すべき割合については、原則として、住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した



○楽器奏者がチューニングの基準にするのは「ラ」の音です。現在「ラ」の音の周波数は440ヘルツ。1858年頃には435ヘルツ。モーツァルトの時代は422ヘルツでした。つまり、音の基準は時代と共に高くなっており、現代とモーツァルトの時代では半音も高くなっていることとなります。昔の音が間延びしているように聞こえるのはそのせいかもしれません。



「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」に記入した負担割合によります。

なお、年末調整において住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、住宅借入金等特別控除申告書の備考欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇円のうち、〇円を負担することとしています。」等の文言、住所・氏名、(その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地・名称)の記入と押印を受ける必要があります。

### □借換えの場合

住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、償還期間が10年以上など一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が、借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合（借増しの場合）には、住宅借入金等の年末残高は、借換えによる新たな住宅借入金等の年末残高に借換え直前の当初住宅借入金等の年末残高を乗じて、借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額で除した金額を用いることとなります。

## 給与所得か事業所得か

雇用の自営業等（調理人、保険代理人、システムコンサルタント、建設等従業者）と総称される者の人数が200万人近くに増加しています。自分の会社の従業員でないこれらの者への支払対価が給与所得にあたるのか事業所得なのかの判断は実務上悩ましいものです。

**1.問題の所在** どちらの所得にあたるかで、源泉徴収事務と消費税の仕入税額控除の処理が、変わることになるので厄介です。

**2.所得区分の原則** 所得税法上給与所得は「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」と規定され、事業所得は「農業、漁業、製造業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得」と規定されています。

**3.昭和56年最高裁判決** この判決では、両

所得の区分検討に当たっては、①自己の計算と危険、②空間的、時間的な拘束、③非独立的、従属的労働の対価、の3つで判断していますが、実務上の判断では次の5つの着眼点があります。

**4.5大着眼点** ①代替性があるか～他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうかの着眼点です。代替性が無ければ、給与所得の該当性大です。②拘束性があるか～支払者から作業時間を指定されたり、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束を受けるかどうかの着眼点です。時間的な拘束があれば、給与所得の該当性大です。③指揮監督があるか～支払者からの指揮監督（業務上当然に存在するものは除く）を受けるかどうかの着眼点です。指揮監督を具体的に受けていれば、給与所得の該当性大です。④報酬請求権があるか～請負契約か雇用契約かの着眼点です。⑤材料又は用具等が供与されているか～業務に必要な材料、用具等が供与されているかどうかの着眼点です。これらを自己で準備していれば、事業所得の該当性大です。

## ナマの税務相談室

**Q** 今年も色々話題の多い年でした。まず改元の年というビッグな記念すべき年でした。また、国際的には米国と中国の関税

を巡る貿易戦争があり、まだまだ予断を許さない状況です。税の世界でも、民法改正に関連して相続税の改正事案がありました。

そのような変化が多い環境にあって、動かないのが「売れない土地」問題です。

東京オリンピックに絡んで東京をはじめ大都市の土地価格は上昇していますが、しかし、本日も相談したいのは売れない土地、つまり、列島改造政策に絡んで値上がりした土地を購入したケース、バブル時代に値上がりを期待して購入した土地、バブルがはじけると値下がり一直線で処分できない。

当時は土地に関する税法改正が随分ありましたが、時代の流れで税務とは真逆ですが、何か解決ヒントがないかと伺った次第です。

## 「売れない土地」

**A** 確かに難解な事案ですね。今までどのような動きをされましたか。

**Q** 実は、市に寄付を申し出たのです。ところが、市の方も寄付の引き受けに取り合ってくれませんでした。また、近くにお寺があるので寄付を申し出ましたが話が纏まりませんでした。

**A** そうですか。聞くところによると、自然人名義の土地のうち最後の登記から50年以上を経過している中小都市等での割合は、法務省の資料では平成29年6月で26.6%だそうです。格差時代がこのような局面にも見られます。

確かに売りたい人が圧倒的に多く、買い手が全くない状況では売り急ぎを控える方が賢明でしょう。

悪徳地面師の詐欺事件、また、外国人等が購入したいなどと勧誘し、測量費や広告費等の名目でお金を騙し取られる等の事件もありますので、ご参考までに。

## コンビニ納付が進化しています

**現**金での納税の方法には、税務署窓口、金融機関での支払いのほか、コンビニ納付があります。コンビニ納付については、送付されてきたバーコード付き納付書で支払いをするという経験をした方は多いかと思われます。利用可能税目に制限はありませんが、納付書1枚につき30万円以下の制約があります。

**個**人が手元にある納付書にバーコードを印刷することはできませんから、この送付方法には、送付されてきた納付書に限られるという前提があります。

**と**ころが、この前提を覆す新しい納付方法の制度が本2019年から始まっています。自らが作成するバーコード付

き納付書でのコンビニ納付です。最初に作成するのがバーコードではなく、QRコードなので、これをコンビニ納付（QRコード）と言い、従来制度をコンビニ納付（バーコード）と言っています。

**国**税庁サイトのコンビニ納付（QRコード）作成専用画面にて納付書に記載する事項を入力するとQRコードを作ることができます。それを印刷又はスマホやタブレット端末に保存し、コンビニに設置されているキオスク端末にそのQRコードを読み取らせるとバーコード付き納付用紙が出力されます。

**確**定申告書等作成コーナーで、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、

QRコードの作成を選択することで、申告書に併せて、QRコードを印字した書面をPDFファイルで作成することも出来ます。

**コ**ンビニ納付（QRコード）も結果的には、コンビニ納付（バーコード）の一形態なので、納付できる金額は従来と同様に納付書1枚当たり30万円以下です。ただし、自分で作成するので、納付書を2枚、3枚に分けて作成でき、巨額な差でなければ、金額制限はクリアーできます。

**コ**ンビニ納付（QRコード）の利用は国税についての制度で、ほとんどの税目で使えます。なお、手数料は不要ですが、キオスク端末の設置されているコンビニでしか利用できず、払込金受領証は発行されませんが、領収証書は発行されません。納税証明書の発行には、3週間程の余裕を見ておく必要があります。



人の世に  
道は一つということはない。  
道は百も千も万もある。

(坂本竜馬)

### 12月の税務メモ

(国税)

(地方税)

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 2年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日

(翌年)  
1月6日  
(本年最終の給与支払日まで  
地方条例による)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）
- 10月決算法人の確定申告
- 2年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。